

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 5 年 6 月 22 日

青森県知事 三村 申吾 殿

提出者

住 所 青森県十和田市大字三本木字野崎118-2
氏 名 株式会社 竹達建設
代表取締役 竹達大輔

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0176 - 23 - 6111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 竹達建設
事業場の所在地	青森県十和田市大字三本木字野崎118-2
計画期間	令和 4 年 4 月 1 日 ~ 令和 5 年 3 月 31 日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06 ; 総合工事業
②事業の規模	工事請負額 2.5 億円／年
③従業員数	12人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①のとおり

（日本産業規格 A列4番）



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙②のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙③のとおり	
	排 出 量	別紙③のとおり	
	(これまでに実施した取組) ・再利用が可能なものは極力再利用し、排出量を削減。 ・ダンボール・コピー用紙・雑紙等は分別し、オフィス町内会を利用している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙④のとおり	
	排 出 量	別紙④のとおり	
	(今後実施する予定の取組) 上記に加え、 ・産業廃棄物として処分する前に、再利用が可能なものは再利用するよう、協力業者にも徹底を図る。 ・廃棄物の解体、分別を徹底し、発生量を抑えるように務める。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・コンクリート殻・アスファルト殻等瓦礫類及び木くず等のおもな廃棄物の解体・分別が確実に行われている。
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・今後も上記を確実に行う。 ・その他の廃棄物についても、解体・分別を確実にする。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
①現状	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)			
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
②計画	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
①現状	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)			
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
②計画	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

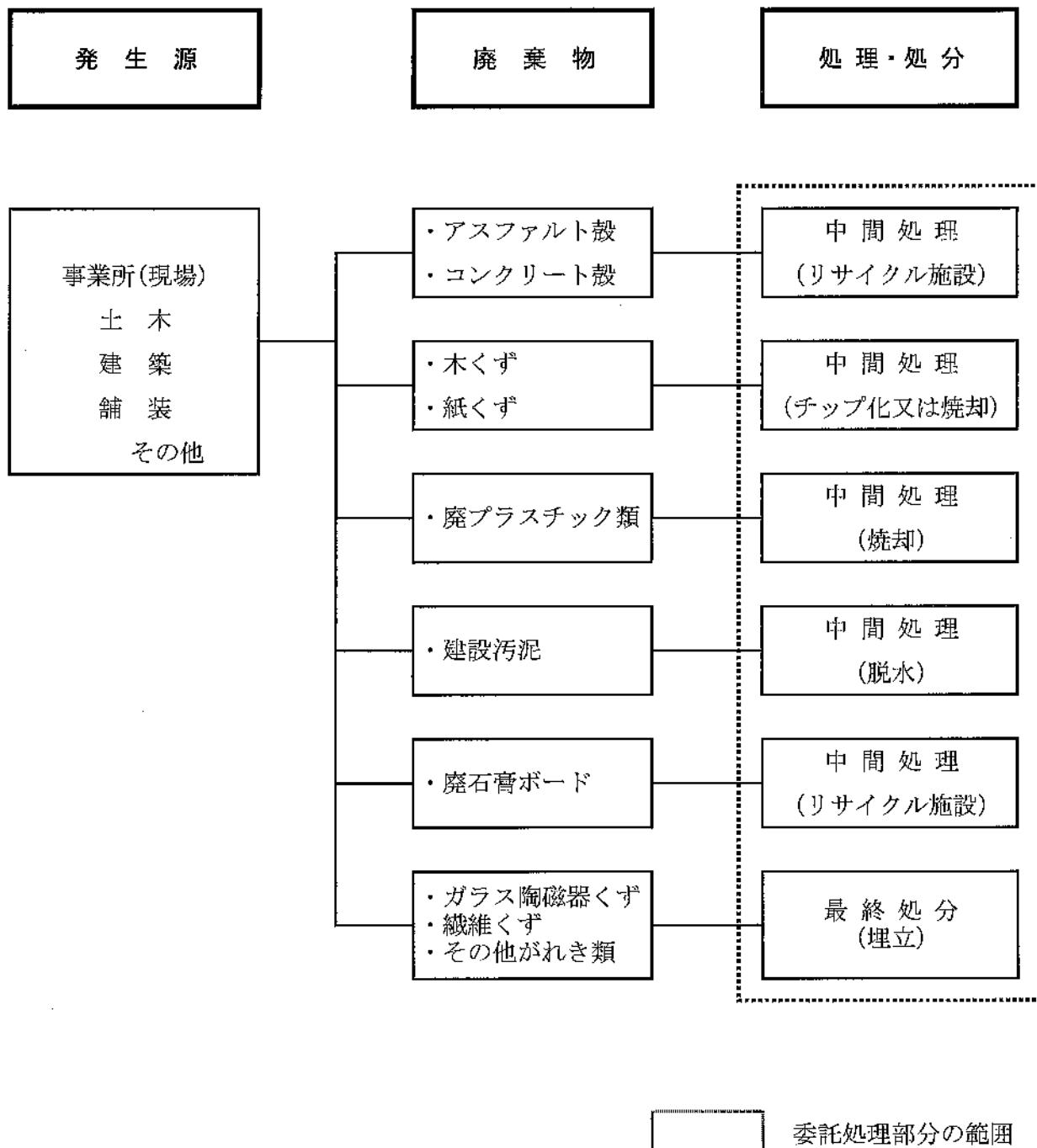
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙③のとおり	
	全処理委託量	別紙③のとおり	
	優良認定処理業者 への処理委託量	別紙③のとおり	
	再生利用業者への 処理委託量	別紙③のとおり	
	認定熱回収業者 への処理委託量	別紙③のとおり	
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	別紙③のとおり	
(これまでに実施した取組) ・産廃情報ネット等の情報を参考に、委託基準を遵守できる産廃処理業者を選定しており、定期的に処理状況の確認を行っている。 ・処理内容を確認し、適正な委託契約の締結。 ・産業廃棄物管理票の確実な交付・管理			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙④のとおり	
	全処理委託量	別紙④のとおり	
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙④のとおり	
	再生利用業者への処理委託量	別紙④のとおり	
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙④のとおり	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (今後実施する予定の取組) ・電子マニフェストの導入を予定しており、対応可能な処理業者であるとともに優良認定処理業者から選定することを検討。 ・委託処理業者に対しては、引き続き定期的に処理状況の確認を行う。			
※事務処理欄			

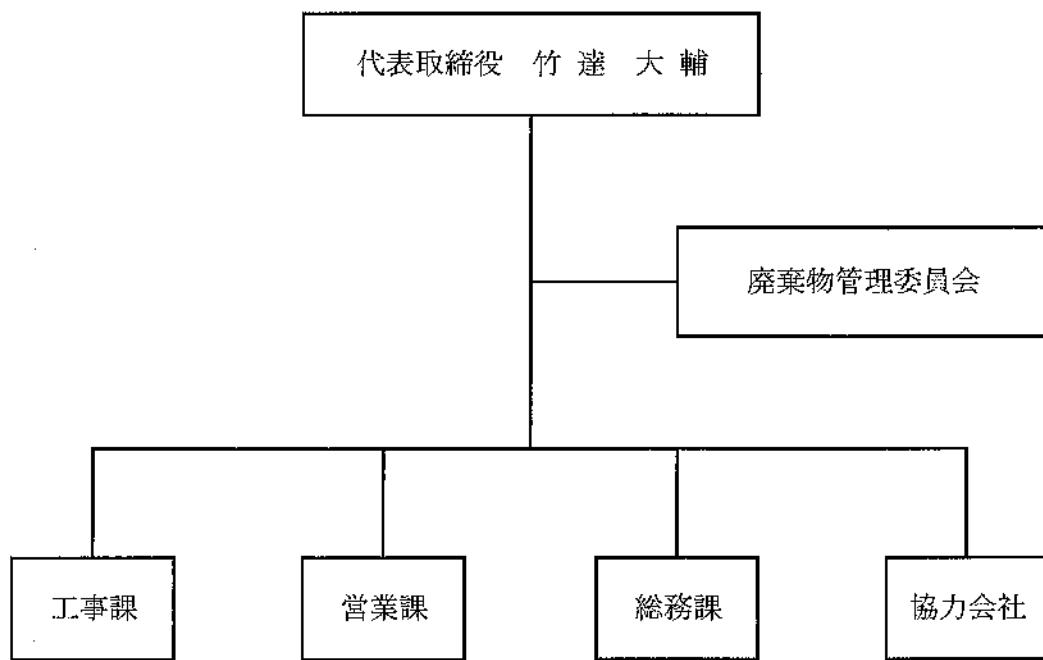
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙① 廃棄物処理フロー図



別紙② 廃棄物管理組織図



前年度の産業廃棄物処理実績
(令和4年度)

別紙④

産業廃棄物処理目標 (令和5年度)